事業評価書

警察庁における行政手続の電子化

平成１７年１月

国家公安委員会・警察庁

警察庁における行政手続の電子化

1　評価対象とした政策(目的、背景等)

(1)　政策の目的

国家公安委員会及び警察庁（以下「国の警察機関」という。）に係る申請・届出等手続のオンライン化を推進し、その対象となる手続を拡大して、国民の利便性の向上を図ること。

(2)　政策の背景

近年、インターネット接続のブロードバンド化が進み、インターネットの利便性が著しく向上し、産業・社会構造の変革が世界規模で生じている。これを踏まえ、政府では、「ＩＴ立国」の形成を目指した施策を総合的に推進するため、平成12年７月、内閣に「情報通信技術（ＩＴ）戦略本部」を設置し、さらに、官民の力を結集して、戦略的かつ重点的に検討を行うため、「ＩＴ戦略会議」を設置した。 同会議は、平成12年11月27日、「我が国が５年以内に世界最先端のＩＴ国家となることを目指す」とする「ＩＴ基本戦略」を策定した。

また、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平成12年法律第144号）が平成13年１月６日に施行され、同法第25条に基づいて内閣に高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（以下「ＩＴ戦略本部」という。）が設置されるとともに、平成13年１月22日、「ＩＴ基本戦略」に基づき、ＩＴ国家戦略として「e-Japan戦略」が決定された。

さらに、平成13年３月29日、ＩＴ戦略本部において、「e-Japan戦略」を具体化する「e-Japan重点計画」が策定され、その重要政策の一つとして、「国民等と行政との間の実質的にすべての申請・届出等手続を、2003年度までのできる限り早期にインターネット等で行えるようにする」ことが掲げられ、これに基づき、政府全体として申請・届出等手続のオンライン化を進めることとされた。

(3)　従来の申請・届出等手続

これまで、国の警察機関における申請・届出等手続については、事前に行政機関の窓口において申請・届出等の用紙を受け取り、又は郵送により用紙の送付を受けるなどして必要な書類を入手し、必要事項を記入した上で、平日の執務時間内に窓口に書類を持参し、又は担当部署に郵送しなければならなかった。

これに対し、時間や距離の制約を受けることなくインターネット上で申請・届出等を行うことができることになれば、国民の利便性が大幅に向上することになる。

2　施策の内容

(1)　対象手続の選定

「申請・届出等手続の電子化推進のための基本的枠組み」（平成12年３月31日付け行政情報システム各省庁連絡会議了承）に基づき、平成12年11月９日、「国の警察機関に対する申請・届出等手続のオンライン化推進計画」（以下「オンライン化推進計画」という。）を策定し、窓口において直接受理手続を行う必要がある等の理由によりオンライン化が不適当なものを除き、国の警察機関が扱うすべての申請・届出等手続をオンライン化の対象として定めた。

また、「e-Japan重点計画」において、「簡素化等手続そのものの抜本的見直し」が策定されたことを踏まえ、平成13年７月５日、オンライン化推進計画を改正し、添付書類の簡素化等を行うとともに、対象となる手続を改めた。

さらに、「e-Japan重点計画、e-Japan2002プログラムの加速・前倒し」（平成13年11月７日付けＩＴ戦略本部報告）等に基づく対象手続の再検討を行い、平成14年８月８日、オンライン化推進計画を「国の警察機関が行う行政手続等の電子化推進に関するアクション・プラン」（以下「アクション・プラン」という。）に改め、他府省が所管している法令に基づく手続についても対象に加えた。

(2)　関係規程の整備

「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」（平成14年法律第151号）及びアクション・プランに基づき、国の警察機関に係る行政手続をオンライン化するため、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則」（平成15年国家公安委員会規則第６号）を策定したほか、オンライン手続を行う上で必要な電子署名については、「国家公安委員会電子署名規則」（平成15年国家公安委員会規則第７号）及び「警察庁電子署名訓令」（平成15年警察庁訓令第１号）を策定した。

さらに、他府省と共管する法令に規定される行政手続等をオンライン化するために、「関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」（平成16年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第１号）を定めた。

(3)　機器等の整備

手続のオンライン化を実施するためには、複数の手続の受付及び結果通知等について汎用的に利用できる汎用受付等システムが必要となる。

また、国民がインターネットを利用して申請・届出等手続を行う場合には、申請・届出等手続について行政機関に提出する文書（以下「申請書等」という。）が名義人によって作成されたものであること及び申請書等の内容が改ざんされていないことを確認できなければならないため、総務省のブリッジ認証局及び警察庁等の各府省認証局から構成される政府認証基盤も必要となる。

「e-Japan重点計画」では、申請・届出等手続のオンライン化にかかわる府省認証システム及び汎用受付等システムを平成14年度までに整備することとされており、また、不正アクセスやコンピュータ・ウイルスの感染等、ネットワークを介した攻撃等により、汎用受付等システムの運用に支障が生じることを防ぐために、侵入検知シス

テム（IDS：Intrusion Detection System）やウイルス対策ソフトウェアを整備するなど、情報セキュリティを確保するための措置を採る必要がある。

これらのことから、警察庁では、平成14年度予算において、警察庁認証局及び国家公安委員会・警察庁電子申請・届出システム（以下「警察申請・届出システム」という。）を、情報セキュリティの確保のための措置に配意しつつ整備し、警察庁認証局については、平成15年３月20日から運用を開始し、警察申請・届出システムについては、平成15年３月31日から運用を開始している。

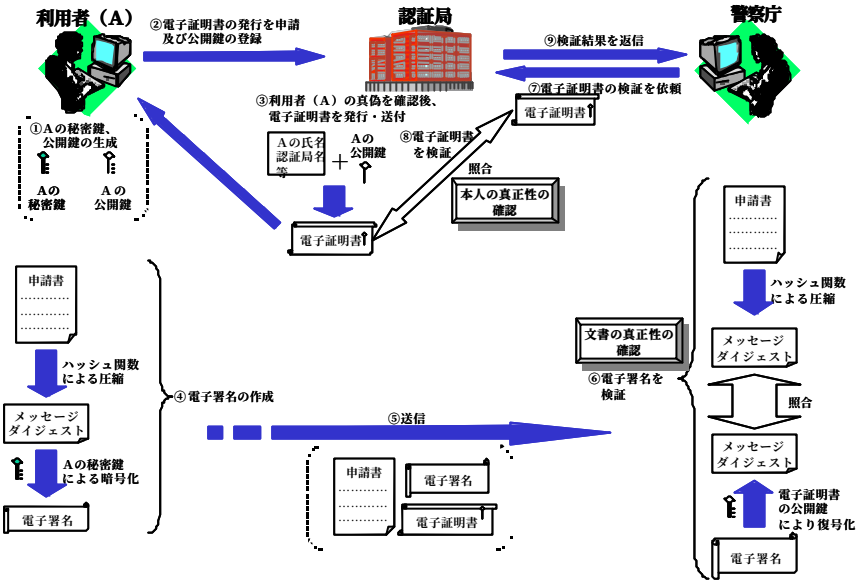

図１　認証システムによる個人認証

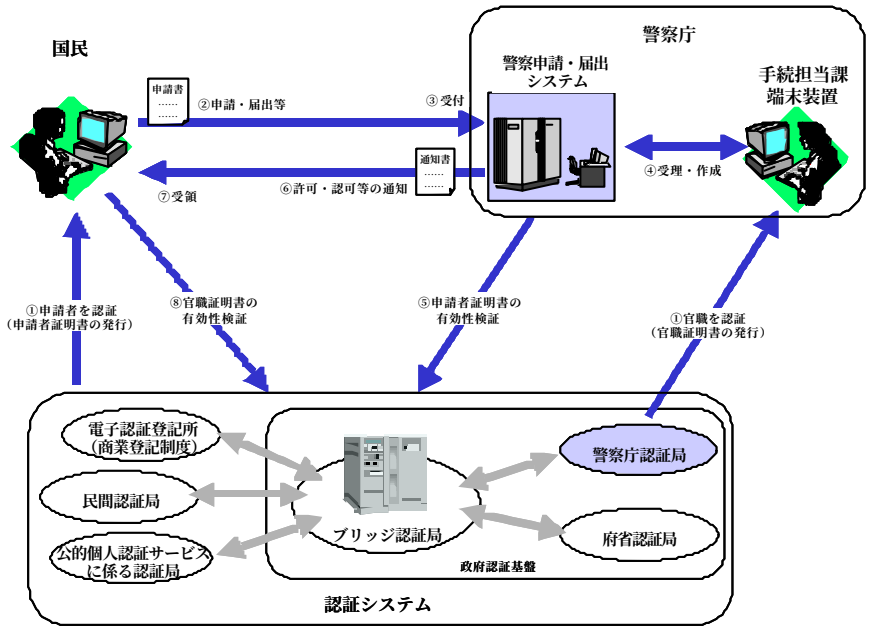

図２　インターネットによる手続の流れ

(4)　国民への周知

機器等の整備により、インターネット上での申請・届出等手続が実現した後は、いかに「利用促進」を図っていくのかが重要な課題である。「電子政府構築計画」（平成15年７月17日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。平成16年６月14日一部改定。）においては、「オンライン利用については、我が国のインターネット普及率と同程度となるよう目指す」とされている。

警察庁では、ウェブページにおいて、インターネットで行うことのできる手続、その利用方法及び利便性等を国民に分かりやすく案内することで、その普及に努めており、さらに、警察法施行50周年記念企画であるメール・マガジンにインターネットによる手続の利用に関する内容の記事を掲載した。

(5)　手続の簡素化

「電子政府構築計画」に基づき、国の警察機関に係る申請・届出等手続の簡素化・合理化を図るため、申請・届出等をした内容の変更を行う場合において、申請者が前回の申請データを保有していれば、当該データに対し、変更事項のみを新たに入力するだけで変更ができる機能を警察申請・届出システムに設けるなど、変更に係る手続を簡素化した。

（参考）都道府県警察に対する指導

警察庁においては、都道府県警察に対しても行政手続のオンライン化のための施策を進めるよう、「都道府県の警察機関が行う行政手続等の電子化推進に関するアクション・プラン」（平成14年８月８日付け警察庁丙総発第33号、丙情管発第28号）に従い、基本的なシステム構成等を示した実施方策を提示している。

また、自動車保有関係手続のワンストップサービス化については、「電子政府構築計画」により、「関係府省は、自動車保有関係手続について、2005年中（平成17年中）に手続の電子化によるワンストップサービス・システムの稼働開始を目指す」とされており、平成16年１月から３月までの間に実施された国の機関（警察庁、総務省、国税庁、国土交通省）及び地方公共団体（東京都、神奈川県）等による試験運用等、その実現のための取組みを進めている。

3　効果の把握の手法及びその結果

「２　施策の内容」で述べた施策の効果を計るために、施策の特性に応じて定量的又は定性的に分析する。

(1)　対象手続数の拡大状況

ア　取組みの効果を把握する手法

申請・届出等手続のオンライン化が進められることにより、国民は、これまでの窓口における手続や郵送による手続に加え、インターネットによる手続が可能になる。つまり、国民の利便性を向上させるためには、インターネットによる手続の対象範囲を拡大し、国民が選択することができる手続を増加させる必要がある。

このことから、本施策の効果を把握するために、アクション・プランにおいてオンライン化の対象とされた手続に占めるオンライン化された手続の割合の推移を分

析した。

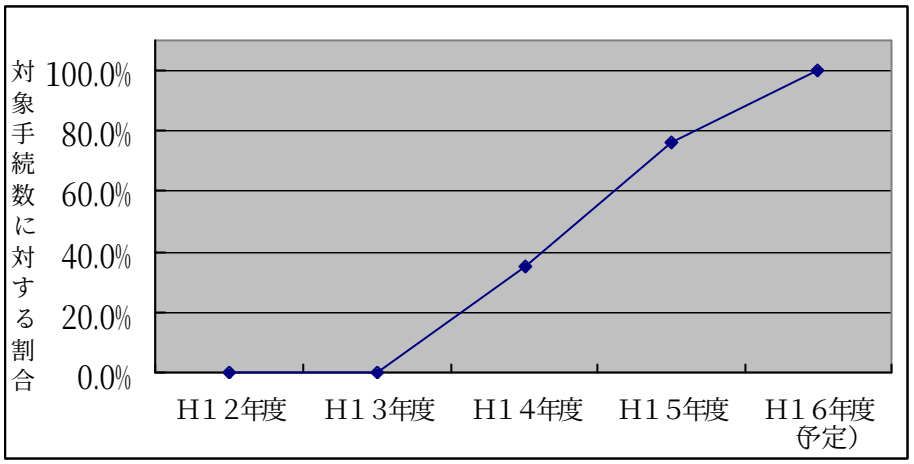

図３　オンライン化を実施した手続数の割合の推移

イ　取組みの効果を把握した結果

実施手続数は順調に増加しており、平成16年度末において、国の警察機関に係る対象手続179手続すべてのオンライン化が達成される見込みとなっている。

(2)　受付時間についての制約

ア　取組みの効果を把握する手法

国民がインターネットにより手続を行うためには、警察申請・届出システムが稼働状態である必要があり、突発的な警察申請・届出システムの運用停止は、インターネットによる手続がもたらす利便性の向上の妨げとなる。

このことから、警察申請・届出システムの運用状況に着目し、本施策の効果を把握するために、通常の受付時間及びシステムのメンテナンス等により受付が停止する回数を分析した。

表１　申請・届出等手続に関するシステムの停止状況

	平成15年度	平成16年度 (上半期のみ)
障害による 運用停止回数	0	0
メンテナンス等による 運用停止回数	7	2

イ　取組みの効果を把握した結果

原則として常時システムが稼働されており、国民は時間にとらわれることなく申請・届出等を行うことが可能である。

これまで運用停止を行ったのは、システムメンテナンス及び庁舎電源設備点検のための給電停止の場合であり、システム障害による運用停止はない。

システムメンテナンス等による運用停止についても、平成15年度が７回、平成16年度（上半期）が２回と非常に少ないことから、受付時間についての制約による利便性の低下はほとんどない。

また、システムメンテナンス等を行う場合は、事前に警察申請・届出システムのトップページに「メンテナンスのお知らせ」を掲載し、当該システムの停止について周知することに努めている。

(3)　事前準備の簡素化

ア　取組みの効果を把握する手法

国民がインターネットにより手続を行うためには、申請・届出等に先立ってブリッジ認証局と相互認証されている民間認証局等との契約やアプリケーションのインストール等の準備が必要であり、利便性の向上を図るためには、この事前準備をできる限り簡易なものとする必要がある。

このことから、インターネットによる手続を行うための事前準備の容易性に着目し、本施策の効果を把握するために、当該作業を容易にするための措置及びその有用性について分析した。

イ　取組みの効果を把握した結果

国民がインターネットによる手続を行う場合には、事前に「申請者自身の電子証明書の入手」、「警察庁認証局の自己署名証明書の入手」及び「アプリケーションのインストール」が必要になる。

オンラインによる手続においては、申請・届出等がその名義人によってなされているものであること、及び申請書等の内容が改ざんされていないことを証明するために、申請書等と同時に電子証明書を送信することが必要である。電子証明書は、ブリッジ認証局と相互認証されている民間認証局等と契約することで得られ、警察申請・届出システムの利用案内のウェブページからこの認証局に接続できるようになっている。

インターネットによる手続では、利用者が目的の汎用受付等システムに接続したことを証明するために認証局の発行する自己署名証明書を入手することが必要であるが、警察庁においては、偽のウェブページからのダウンロードの危険性があることから、ウェブページからのダウンロードによる方法ではなく、電磁記録媒体の手渡し又は郵送による方法を用いて警察庁認証局の自己署名証明書を交付している。

その他、インターネットによる手続に必要となるアプリケーションは、自己署名証明書を交付する際に国民に提供しており、そのインストール方法等については、警察申請・届出システムのウェブページにおいて詳細に説明している。

(4)　インターネットによる手続の簡略化

ア　取組みの効果を把握する手法

インターネットによる手続では、窓口における手続と異なり、行政機関の職員が国民に直接対応することができないため、手続等に関する国民の疑問に即時に回答できない。特に、コンピュータやアプリケーションの操作に不慣れである場合には、

結果として、インターネットでの手続を敬遠させてしまうおそれがあり、利便性の向上を図るためには、インターネットによる申請・届出等手続を行う際の作業をできる限り容易なものとする必要がある。

このことから、本施策の効果を把握するために、インターネットにより国民が容易に申請・届出等をすることができるようにするための措置について分析した。

イ　取組みの効果を把握した結果

インターネットによる手続については、国民が入力方法等を誤らないように、入力画面に詳細な説明を表示している。

また、入力漏れ等については、自動的に検知される機能が付加されているほか、補正の必要がある場合には、申請・届出等の際に発行されるＩＤとパスワードを入力すれば、従前の入力内容が復元され、同じ内容を再び入力しなくてよい機能が付加されている。

この他にも、インターネットにより行った申請・届出等の処理の進ちょく状況をインターネット上で確認することができるなど、インターネットにより手続を行うことに伴う不安の払拭にも考慮した仕様になっている。

さらに、警察申請・届出システムには、インターネットによる手続を擬似的に体験できる「電子申請・届出システム（体験版）」の機能を付加しており、これを利用して、国民がインターネットによる申請・届出等の要領を習得することができるようにしている。

(5)　情報セキュリティの確保

ア　取組みの効果を把握する手法

インターネットによる手続では、国民の個人情報等、機密性の高い情報を取り扱うことから、システムの情報セキュリティが確保されない限り、国民が安心してインターネットによる手続を行うことができない。このため、高度な情報セキュリティの確保に努める必要がある。

このことから、本施策の効果を把握するために、情報セキュリティを確保する措置について分析した。

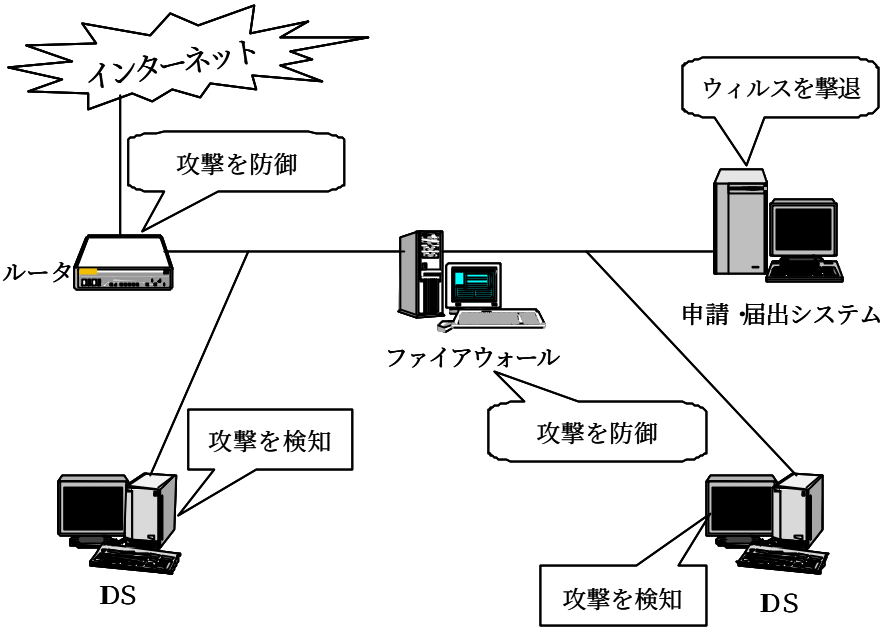

図４　情報セキュリティの確保のための措置

イ　取組みの効果を把握した結果

インターネットによる手続に関する脅威としては、利用者本人へのなりすましや申請書等の改ざんといった利用者との通信に対する攻撃と、不正侵入やコンピュータ・ウイルスの感染といった警察申請・届出システムに対する攻撃がある。

利用者との通信に対する攻撃については、政府認証基盤を整備し、電子認証を行うことによって、なりすまし、改ざん及び否認（申請したことを否定すること。）を防ぎ、ＳＳＬ暗号化通信を用いることにより、情報の漏えいを防いでいる。

また、警察申請・届出システムに対する攻撃については、ルータ及びファイアウォールにより､インターネットから到達する攻撃パケットを制限しているとともに、侵入検知システム（IDS）を導入し、インターネットからの攻撃を検知した場合には、警報を発して即座にシステム担当者が危険性の高い攻撃を受けたことを認知できるようになっている。

さらに、申請書等のデータが警察申請・届出システムに到達した際には、コンピュータ・ウイルスの感染の有無を自動的にチェックしている。

この他にも、警察申請・届出システム及び認証局に、機密情報の漏えい防止のためにセキュリティ機能を強化したＯＳを用いるなど、システムの情報セキュリティを高めるための措置に努めている。

(6)　インターネットによる手続の利用状況

ア　取組みの効果を把握する手法

本施策により実現した申請・届出等手続のオンライン化が国民にとって有用なものであれば、従来の窓口における手続や郵送による手続ではなく、インターネットによる手続が選択される件数が増加するものと考えられる。

このことから、本施策の効果を把握するために、平成15年度以降のインターネットによる申請・届出等の件数（利用件数）及び申請・届出等の総件数に占めるインターネットによる申請・届出等の件数の割合（利用率）の推移を分析した。

さらに、政府全体におけるインターネットによる手続の利用状況と比較した。

表２　インターネットによる手続の利用件数及び利用率（国の警察機関）

	平成１５年度	平成16年度
利用件数	0	6
利用率	0.0%	0.7%

表３　インターネットによる手続の利用件数及び利用率（政府全体）

	平成１3年度	平成１４年度	平成１5年度
利用件数	1,156	4,250	6,352
利用率	0.5%	1.3%	0.7%

（出典）総務省「電子政府の推進に関する調査結果報告書」

イ　取組みの効果を把握した結果

運用開始直後である平成15年度の利用件数は０件であり、平成16年度（９月30日まで）においても６件に過ぎず、利用率は0.7%にとどまっている。

なお、政府全体においても、その利用率は0.7%と同じ状況となっている。

4　評価及び今後改善を要する事項

「３　効果の把握の手法及びその結果」での分析結果を用いて、公平性、有効性及び効率性の観点から政策の評価を行うとともに、その効果を妨げている原因及び改善策について考察する。

(1)　評価

ア　公平性の観点からの評価

行政手続は、基本的にすべての国民に関するものであり、その手段は、できる限り多くの国民が利用可能なものであることが望ましい。本施策により実施した行政サービスを享受するには、手続を行う国民がインターネットを利用できる環境にあることが必須条件となる。

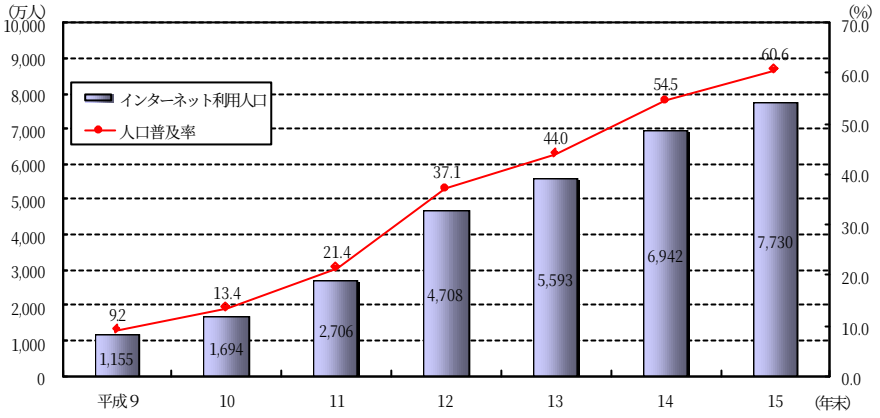

（出典）総務省「平成 16 年情報通信に関する現状報告」

図５　インターネット利用人口及び人口普及率の推移

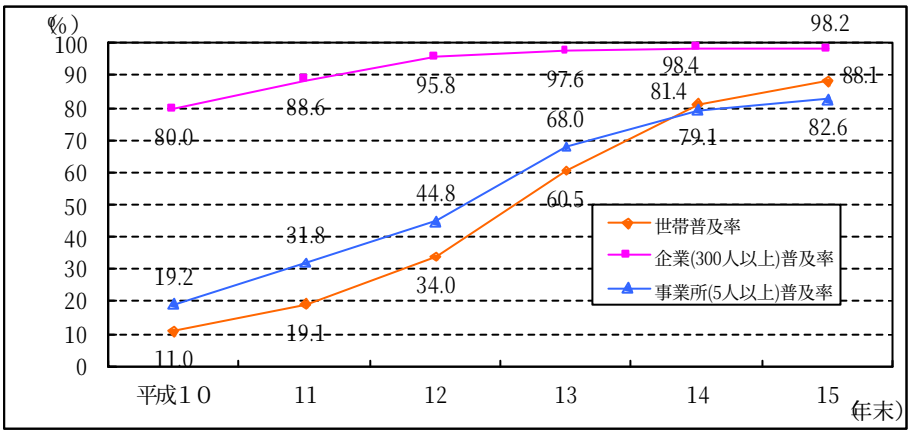

（出典）総務省「平成 16 年情報通信に関する現状報告」

図６　世帯・企業・事業所でのインターネット普及率の推移

情報通信白書（平成16年度版）によれば、平成10年末におけるインターネット利用人口は1,694万人、人口普及率は13.4%であったが、平成15年末にはインターネット利用人口は7,730万人、人口普及率は60.6%と飛躍的に増加しており、着実にインターネット利用者は増加していることが分かる。

また、平成10年末においては、世帯普及率は11.0%であったが、平成15年末には世帯普及率が88.1%に増加するなど、現在では、小規模事業者や一般世帯においても利用されるものになっている。

したがって、手続のオンライン化による効果は大多数の国民が享受可能であり、施策の公平性が認められる。

イ　有効性の観点からの評価

平成16年度末には、国民は国の警察機関に係る申請・届出等179手続について、窓口における手続、郵送による手続又はインターネットによる手続のいずれの手続

によっても申請・届出等ができることになる。

警察申請・届出システムは、システム障害等の不測の原因により運用を停止したことはなく、国民は、原則として、常時、インターネットによる手続を行うことができる。

また、インターネットによる手続を行うための「申請者自身の電子証明書の入手」等の事前準備については、情報セキュリティを維持するために必要最小限のものとなっていると認められるほか、警察申請・届出システムに、軽微な入力ミスを自動的に検知する機能、処理の進ちょく状況を確認できる機能及びオンラインによる手続を擬似的に体験できる機能を付加するなど、国民がインターネットにより容易に申請・届出等をすることができるようにするための措置が取られている。

このほか、警察申請・届出システムに対する外部からの攻撃及びウイルスによる被害を自動的にチェックする機能を付加し、国民のコンピュータとの通信についてはＳＳＬ暗号化通信を用いるなど、情報セキュリティを高めるための措置が十分に取られていると判断できる。

以上のことから本施策については、国民の利便性の向上について一定程度の有効性が認められるが、インターネットによる手続の利用件数については、警察申請・届出システムの運用を開始した平成15年３月31日から平成16年９月30日までの件数が６件に過ぎず、申請・届出システム等に係る費用と比較して、極めて低調である。

本施策は、平成13年３月29日に策定された「e-Japan重点計画」の重要政策の一つとして、「国民等と行政との間の実質的に全ての申請・届出等手続を、2003年度までのできる限り早期にインターネット等で行えるようにする」ことが掲げられたことによるものであり、これは平成16年度中に達成できるが、「電子政府構築計画」により掲げられた「オンライン利用については、我が国のインターネット普及率と同程度となるように目指す」ことについては未だ不十分であり、国民に効果が実感される状況にあるとは言い難い。今後、利用件数を向上させるための施策にこれまで以上に取り組む必要があると考えられる。

ウ　効率性の観点からの評価

「e-Japan重点計画」において掲げられた「国民等と行政との間の実質的にすべての申請・届出等手続を、2003年度までのできる限り早期にインターネット等で行えるようにする」という政府全体の方針に基づき、申請・届出等手続のオンライン化を実施し、運用していくため、汎用受付システムや認証局等の機器を整備及び維持することが不可欠であるが、そのためには多額の費用が必要となる。そこで、いかに費用を節約できるかが課題となる。

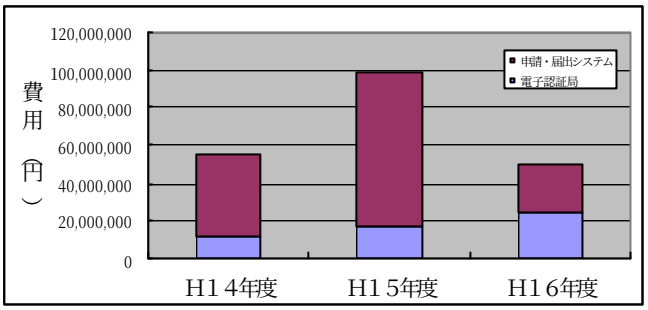

	H14年度	H15年度	H16年度
警察庁認証局	11,328,500	16,518,272	24,351,390
警察申請・届出システム	43,989,457	82,638,700	25,880,400
合計	55,317,957	99,156,972	50,231,790

図７　申請・届出システム等に係る費用

警察申請・届出システムとインターネットとの接続には、警察庁ウェブページ等に使用されている既存の通信回線を活用しており、回線の共有により回線費用（平成16年度においては年額約740万円）を節約している。また、警察申請・届出システムは、運用監視システム及び侵入検知システムを別のシステムである電子入札システム等のシステムと共有しており、別々に構築した場合に比べ、年額約210万円を節約している。

このように、設備費及び維持費を可能な限り削減するための措置が採られており、効率的な取組みが推進されていることがうかがえる。

(2)　今後改善を要する事項

ア　手数料納付の電子化

現時点において、申請・届出等の書類自体はインターネットにより送付することができるが、手数料の納付についてはオンライン化しておらず、警察申請・届出システムを利用した場合にも、手数料については従来と同様に収入印紙を窓口に持参し、又は郵送することが求められるため、利便性が半減している。したがって、可能な限り速やかにオンラインでの手数料納付を可能とし、国民の利便性向上を図る必要がある。

警察庁においては、平成17年度中に、警察申請・届出システムと財務省会計センターが管理する歳入金電子納付システムを接続することにより、申請・届出等の手数料納付のオンライン化を実現することとしている。

イ　国民への周知

利便性の高いシステムを構築していながら、その利用頻度が低いことの要因として、国民に対する周知が不足していることがあると考えられる。

インターネットによる手続に関する国民の周知方法について、改善を図るとともに、更に積極的な広報を行うよう努める必要がある。

ウ　その他

政府全体の方針として、汎用受付等システムの窓口の一元化、認証局の一元化が検討されており、国民の利便性の更なる向上及びシステム運用の効率化等について、関係各府省と十分な協議を行いつつ進めていく予定である。

5　学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

平成16年11月29日に開催した警察庁政策評価研究会において意見を聴取した上で作成した。

6　評価を実施した時期

平成14年から平成16年まで

7　政策所管課

情報管理課

国の警察機関が扱う申請・届出等手続（共通手続を含む）の一覧

手続名	根拠法令名・根拠規定	年間平均申請件数	オンライン化状況	
			実施済	実施予定
公益法人の設立登記完了の届出	内閣総理大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則第3条	0	○	
公益法人の事業計画書及び収支予算書の届出	内閣総理大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則第5条第1項	52	○	
公益法人の事業計画書及び収支予算書の変更届出	内閣総理大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則第6条	3	○	
公益法人の事業状況等の報告	内閣総理大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則第7条	51	○	
公益法人の登記事項変更の届出	内閣総理大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則第9条第1項	56	○	
公益法人が監事を置いたときの届出	内閣総理大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則第10条第1項前段	0	○	
公益法人の監事の異動の届出	内閣総理大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則第10条第1項後段	8	○	
公益法人の残余財産の処分の許可申請	内閣総理大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則第14条第1項	0	○	
公益法人の清算結了の届出	内閣総理大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則第15条	0	○	
公益法人の設立の許可申請	国家公安委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則第3条第1項	0	○	
公益法人の定款変更の認可申請	国家公安委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則第7条第1項	1	○	
公益法人の寄付行為変更の認可申請	国家公安委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則第7条第1項	3	○	
公益法人の清算人及び解散の届出	国家公安委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則第12条	0	○	
公益法人の清算中に就職した清算人の届出	国家公安委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則第13条	0	○	
公益法人の設立許可の取消しによる解散の際に就職した清算人の届出	国家公安委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則第13条	0	○	
公益法人の役員就任の承認申請	国家公安委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則第14条	0	○	
公益信託の信託管理人の選任請求	内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する総理府令第2条	0	○	
公益信託の財産移転の報告	内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する総理府令第3条	0	○	
公益信託の事業計画書及び収支予算書の届出	内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する総理府令第4条第1項	2	○	
公益信託の事業計画書及び収支予算書の変更届出	内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する総理府令第4条第2項	0	○	
公益信託の事業状況報告書等の提出	内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する総理府令第5条	3	○	
公益信託の受託者の信託財産取得の許可申請	内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する総理府令第7条第1項	0	○	
公益信託の受託者の辞任の許可申請	内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する総理府令第9条第1項	0	○	
新受託者の選任の請求	内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する総理府令第11条	0	○	
公益信託の受託者の氏名等の変更届出	内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する総理府令第12条第1項	0	○	
公益信託の終了の報告	内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する総理府令第15条	0	○	
公益信託の引受けの許可申請	国家公安委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則第3条第1項	0	○	
公益信託の受託者の解任請求	国家公安委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則第5条	0	○	
公益信託の受託者の任務終了の届出	国家公安委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則第6条	0	○	
公益信託の委託者の死亡等の届出	国家公安委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則第7条	0	○	
あっせん又は調停	中小企業等協同組合法第9条の2の2	0		○
事業協同組合及び事業協同小組合の組合員以外の者の事業の利用の特例の認可	中小企業等協同組合法第9条の2の3第1項	0		○
事業協同組合の責任共済等に関する共済規程の認	中小企業等協同組合法第9条の6の2第1項	0		○
事業協同組合の責任共済等に関する共済規程の変更又は廃止の認可	中小企業等協同組合法第9条の6の2第3項	0		○
事業協同組合連合会の会員以外の者の事業の利用の特例の認可	中小企業等協同組合法第9条の9第4項	0		○
協同組合連合会の責任共済等に関する共済規程の	中小企業等協同組合法第9条の9第4項	0		○
協同組合連合会の責任共済等に関する共済規程の変更又は廃止の認可	中小企業等協同組合法第9条の9第4項	0		○
事業協同組合等の設立認可	中小企業等協同組合法第27条の2第1項	2		○
役員の変更の届出	中小企業等協同組合法第35条の2	18		○
総会の招集請求があつた日から10日以内に理事が総会招集の手続をしない場合等の総会招集の承認	中小企業等協同組合法第41条第5項	0		○
総会の招集請求があつた日から10日以内に理事が総会招集の手続をしない場合等の総会招集の承認	中小企業等協同組合法第48条	0		○
定款の変更の認可	中小企業等協同組合法第51条第2項	27		○
責任共済等の事業を行う組合又は火災共済協同組合等の余裕金運用の制限の緩和の認可	中小企業等協同組合法第57条の5	0		○
事業協同組合等の解散の届出	中小企業等協同組合法第62条第2項	0		○
責任共済等の事業を行う組合又は火災共済協同組合等の解散の認可	中小企業等協同組合法第62条第4項	0		○
事業協同組合等の合併の認可	中小企業等協同組合法第63条第3項	0		○
協業組合の事業転換の認可	中小企業団体の組織に関する法律第5条の7第2項	0		○
協業組合の設立の認可	中小企業団体の組織に関する法律第5条の17第1項	0		○
協業組合の役員の変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第3項	0		○
総会の招集請求があった日から10日以内に理事が総会招集の手続をしない場合等の総会招集の承認	中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第3項	0		○
協業組合の定款の変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第3項	0		○
協業組合の解散の届出	中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第4項	0		○
協業組合の合併の認可	中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第4項	0		○
協業組合の決算関係書類の提出	中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第6項	0		○
商工組合の特例の地区の承認	中小企業団体の組織に関する法律第9条	0		○
商工組合の組合員以外の者の事業の利用の特例の	中小企業団体の組織に関する法律第17条の2第1項	0		○
商工組合連合会の会員以外の者の事業の利用の特例の認可	中小企業団体の組織に関する法律第33条	0		○
商工組合及び商工組合連合会の設立の認可	中小企業団体の組織に関する法律第42条第1項	0		○
発起人への通知	中小企業団体の組織に関する法律第42条第5項	0		○
役員の変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第47条第2項	0		○
総会の招集請求があった日から10日以内に理事が総会招集の手続をしない場合等の総会招集の承認	中小企業団体の組織に関する法律第47条第2項	0		○
定款変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第47条第2項	0		○
商工組合及び商工組合連合会の解散の届出	中小企業団体の組織に関する法律第47条第3項	0		○
商工組合及び商工組合連合会の合併の認可	中小企業団体の組織に関する法律第47条第3項	0		○
決算関係書類の提出	中小企業団体の組織に関する法律第71条	0		○
協業組合への組織変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第95条第4項	0		○
協業組合への組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第95条第7項	0		○
事業協同組合への組織変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第96条第5項	0		○
事業協同組合への組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第96条第8項	0		○
商工組合への組織変更の認可	中小企業団体の組織に関する法律第97条第2項	0		○
商工組合への組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第97条第2項	0		○
組合から会社への組織変更の届出	中小企業団体の組織に関する法律第100条の14	0		○
組合員の異動の報告	中小企業団体の組織に関する法律施行規則第27条	0		○
課税特例の適用の際の確認	中小企業経営革新支援法第9条第1項	0	○	
法人税の還付の特別措置の際の確認	中小企業経営革新支援法第9条第5項	0	○	
経営革新計画の承認申請	中小企業経営革新支援法施行規則第1条第1項	0	○	
経営革新計画の変更の承認	中小企業経営革新支援法施行規則第2条第1項	0	○	
特定公益増進法人の証明申請	所得税法施行規則第47条の2第3項及び法人税法施行規則第24条に規定する主務官庁又は所轄庁の証明に関する手続第1項	3	○	
特定公益信託の証明申請	所得税法施行令第217条の2第2項及び第3項並びに法人税法施行令第77条の2第2項及び第3項に規定する主務大臣の証明及び認定に関する手続第1項	0	○	

手続名	根拠法令名・根拠規定	年間平均申請件数	オンライン化状況	
			実施済	実施予定
特定公益信託の認定申請	所得税法施行令第217条の2第2項及び第3項並びに法人税法施行令第77条の2第2項及び第3項に規定する主務大臣の証明及び認定に関する手続第3項	0	○	
科学又は教育の振興に寄与することが著しい公益法人等の証明申請	租税特別措置法施行規則第23条の3第3項に規定する主務官庁又は所轄庁の証明に関する手続第1項	0	○	
特定公益信託の証明申請	租税特別措置法施行令第40条の4第2項及び第3項に規定する主務大臣の証明及び認定に関する手続第1項	0	○	
特定公益信託の認定申請	租税特別措置法施行令第40条の4第2項及び第3項に規定する主務大臣の証明及び認定に関する手続第3項	0	○	
産業業務施設の移転計画の認定	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第33条第1項	0	○	
産業業務施設の移転計画変更の認定	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第33条第4項	0	○	
犯罪被害者等給付金又は仮給付金の支払請求	犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行規則第19条	230	○	
警備員の検定に係る指定講習の指定申請	警備員等の検定に関する規則第13条第1項	0	○	
指定講習の名称等の変更の承認申請	警備員等の検定に関する規則第15条第1項	0	○	
定款等の変更の届出	警備員等の検定に関する規則第15条第2項	1	○	
事業計画書等の提出	警備員等の検定に関する規則第17条第1項	2	○	
事業報告書等の提出	警備員等の検定に関する規則第17条第2項	2	○	
承認の申請	行商従業者証等の様式の承認に関する規程第2条	0	○	
必要書類の提出	行商従業者証等の様式の承認に関する規程第5条	1	○	
事業廃止の届出	行商従業者証等の様式の承認に関する規程第6条第1項	0	○	
風俗営業者の団体の届出	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第44条	0	○	
国公委の指定するダンス教授能力に関する試験合格者名簿の提出	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第1条の2第1項	4	○	
国公委の指定するダンス教授能力に関する試験合格者と同等の能力を有すると認める推薦書等の提出	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第1条の2第2項	4	○	
全国風俗環境浄化協会の指定申請	風俗環境浄化協会に関する規則第8条において読み替えて準用する第1条第1項	0	○	
全国風俗環境浄化協会の名称等の変更の届出	風俗環境浄化協会に関する規則第8条において読み替えて準用する第3条第1項	0	○	
全国風俗環境浄化協会の年度事業計画書等の提出	風俗環境浄化協会に関する規則第8条において読み替えて準用する第5条第1項	1	○	
全国風俗環境浄化協会の年度報告書等の提出	風俗環境浄化協会に関する規則第8条において読み替えて準用する第5条第2項	1	○	
指定試験機関の指定の申請	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第16条第1項	0	○	
指定試験機関の名称、住所等の変更の届出	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第17条	0	○	
指定試験機関の役員の選任及び解任の承認	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第18条	1	○	
指定試験機関の試験員の選任及び解任の届出	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第20条第1項	1	○	
指定試験機関の試験事務規程の承認及び変更承認	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第21条第1項前段及び後段	1	○	
事業計画書等の提出	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第22条第1項	1	○	
事業報告書等の提出	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第22条第2項	1	○	
試験事務の休廃止の承認申請	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第27条	0	○	
指定法人の指定申請	特定商取引に関する法律第61条第1項	0	○	
国際的な規模で開催される運動競技会のけん銃射撃競技又は空気けん銃射撃競技に参加する選手又は候補者として適当であるとして推薦を行った場合の推薦書の写しの送付	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第5条第1項	300	○	
国際的な規模で開催される運動競技会のけん銃射撃競技又は空気けん銃射撃競技に参加する選手又は候補者として適当であるとして行った推薦の取消を通知した書面の写しの送付	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第5条第2項	0	○	
書面の提出	火薬類取締法の規定に基づく公聴会等の手続に関する規則第1条第2項	0	○	
全国暴力追放運動推進センターの指定申請	暴力追放運動推進センターに関する規則第16条において読み替えて準用する第1条第1項	0	○	
全国暴力追放運動推進センターの名称等の変更の届	暴力追放運動推進センターに関する規則第16条において読み替えて準用する第3条第1項	0	○	
全国暴力追放運動推進センターの指定申請書の変更の届出	暴力追放運動推進センターに関する規則第16条において読み替えて準用する第3条第3項	0	○	
全国暴力追放運動推進センターの事業計画書及び収支予算書の提出	暴力追放運動推進センターに関する規則第16条において読み替えて準用する第12条第1項前段	1	○	
全国暴力追放運動推進センターの事業計画書及び収支予算書の変更の提出	暴力追放運動推進センターに関する規則第16条において読み替えて準用する第12条第1項後段	0	○	
全国暴力追放運動推進センターの事業報告書及び収支決算書の提出	暴力追放運動推進センターに関する規則第16条において読み替えて準用する第12条第2項	1	○	
不当要求情報管理機関（その業務が全国の区域に及ぶものに限る。）の登録申請	不当要求情報管理機関登録規程第15条第2項において読み替えて準用する第4条第1項	0	○	
不当要求情報管理機関の登録の更新申請	不当要求情報管理機関登録規程第15条第2項において読み替えて準用する第8条第1項	1	○	
登録申請書記載事項等の変更の届出	不当要求情報管理機関登録規程第15条第2項において読み替えて準用する第9条第1項	1	○	
登録に係る事業の廃止の届出	不当要求情報管理機関登録規程第15条第2項において読み替えて準用する第11条	0	○	
名称等の変更の届出	道路交通法第108条の13第3項	0	○	
事業計画等の提出	道路交通法第108条の20第1項前段	1	○	
事業計画等の変更の提出	道路交通法第108条の20第1項後段	0	○	
事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録の提出	道路交通法第108条の20第2項	1	○	
特定交通情報提供事業の届出	道路交通法第109条の3第1項	0	○	
届出事項変更の届出	道路交通法第109条の3第1項	0	○	
原動機を用いる歩行補助車等の型式認定申請	道路交通法施行規則第39条の2第3項	0	○	
原動機を用いる歩行補助車等の型式認定申請事項の変更及び事業廃止等の届出	道路交通法施行規則第39条の2第7項	0	○	
駆動補助機付自転車の型式認定申請	道路交通法施行規則第39条の3第3項において読み替えて準用する第39条の2第3項	43	○	
駆動補助機付自転車の型式認定申請事項の変更及び事業廃止等の届出	道路交通法施行規則第39条の3第3項において読み替えて準用する第39条の2第7項	0	○	
原動機を用いる身体障者用車いすの型式認定申請	道路交通法施行規則第39条の4第3項において読み替えて準用する第39条の2第3項	14	○	
原動機を用いる身体障者用車いすの型式認定申請事項の変更及び事業廃止等の届出	道路交通法施行規則第39条の4第3項において読み替えて準用する第39条の2第7項	1	○	
普通自転車の型式認定申請	道路交通法施行規則第39条の5第3項において読み替えて準用する第39条の2第3項	43	○	
普通自転車の型式認定申請事項の変更及び事業廃止等の届出	道路交通法施行規則第39条の5第3項において読み替えて準用する第39条の2第7項	0	○	
安全器材等の型式認定申請	道路交通法施行規則第39条の6第3項において読み替えて準用する第39条の2第3項	0	○	
安全器材等の型式認定申請事項の変更及び事業廃止等の届出	道路交通法施行規則第39条の6第3項において読み替えて準用する第39条の2第7項	0	○	
運転シミュレーターの型式認定申請	道路交通法施行規則第39条の7第3項において読み替えて準用する第39条の2第3項	2	○	
運転シミュレーターの型式認定申請事項の変更及び事業廃止等の届出	道路交通法施行規則第39条の7第3項において読み替えて準用する第39条の2第7項	0	○	
交通事故調査分析センターの指定申請	交通事故調査分析センターに関する規則第1条第1項	0	○	
身分証票の様式の届出	交通事故調査分析センターに関する規則第3条第2項前段	0	○	
身分証票の様式の変更の提出	交通事故調査分析センターに関する規則第3条第2項後段	0	○	
特定情報管理規程の認可申請	交通事故調査分析センターに関する規則第5条第1項	0	○	
特定情報管理規程の変更の認可申請	交通事故調査分析センターに関する規則第5条第2項	0	○	
盲導犬の訓練を目的とする法人の指定申請	盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則第2条第1項	0	○	
名称、住所及び事務所の所在地の変更の届出	盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則第4条第1項	2	○	
申請書類記載事項の変更の届出	盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則第4条第3項	0	○	
事業計画等の提出	盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則第5条第1項前段	8	○	
事業計画等の変更の届出	盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則第5条第1項後段	0	○	

手続名	根拠法令名・根拠規定	年間平均申請件数	オンライン化状況	
			実施済	実施予定
事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録の提出	盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則第5条第2項	8	○	
原動機を用いる歩行補助車等の型式認定に係る指定試験機関の名称及び住所の変更の届出	原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則第2条第2項	0	○	
駆動補助機付自転車の型式認定に係る指定試験機関の名称及び住所の変更の届出	原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則第2条第2項	0	○	
原動機を用いる車いすの型式認定に係る指定試験機関の名称及び住所の変更の届出	原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則第2条第2項	0	○	
普通自転車の型式認定に係る指定試験機関の名称及び住所の変更の届出	原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則第2条第2項	0	○	
安全器財等の型式認定に係る指定試験機関の名称及び住所の変更の届出	原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則第2条第2項	0	○	
運転シミュレーターの型式認定に係る指定試験機関の名称及び住所の変更の届出	原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則第2条第2項	0	○	
型式認定を受けた歩行補助車等に係る略号等の表示の届出	原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則第8条第1項	0	○	
型式認定を受けた駆動補助機付自転車に係る略号等の表示の届出	原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則第8条第1項	9	○	
型式認定を受けた車いす等に係る略号等の表示の届	原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則第8条第1項	37	○	
型式認定を受けた普通自転車に係る略号等の表示の届出	原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則第8条第1項	9	○	
型式認定を受けた安全器材等に係る略号等の表示の届出	原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則第8条第1項	0	○	
型式認定を受けた運転シミュレーターに係る略号等の表示の届出	原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則第8条第1項	2	○	
自動車等の運転に関する外国の行政庁の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人の指定申請	外国の行政庁の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人の指定に関する規則第2条第1項	0	○	
名称等の変更の届出	外国の行政庁の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人の指定に関する規則第4条第1項	0	○	
記載事項の変更の届出	外国の行政庁の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人の指定に関する規則第4条第3項	4	○	
財産の状況又は事業の運営に関する報告又は資料の提出	外国の行政庁の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人の指定に関する規則第5条	0	○	
全国交通安全活動推進センターの指定申請	交通安全活動推進センターに関する規則第12条において読み替えて準用する第1条第1項	0	○	
名称等の変更の届出	交通安全活動推進センターに関する規則第12条において読み替えて準用する第3条第1項	0	○	
定款等の変更の届出	交通安全活動推進センターに関する規則第12条において読み替えて準用する第3条第3項	0	○	
年度事業計画書等の提出	交通安全活動推進センターに関する規則第12条において読み替えて準用する第7条第1項	1	○	
年度事業報告書等の提出	交通安全活動推進センターに関する規則第12条において読み替えて準用する第7条第2項	1	○	
設立の認可の申請	自動車安全運転センター法第10条第1項	0	○	
行政文書の開示請求	行政機関の保有する情報の公開に関する法律第3条	444	○	
行政文書の開示の実施方法等の申出	行政機関の保有する情報の公開に関する法律第14条	382	○	
開示実施手数料の減額又は免除の申請	行政機関の保有する情報の公開に関する法律第16条第3項	0	○	
第三者による意見書の提出	行政機関の保有する情報の公開に関する法律第13条	0	○	
行政文書の更なる開示の申出	行政機関の保有する情報の公開に関する法律第14条第4項	10	○	

※　平成16年12月 1日現在、国が扱う申請・届出等手続179件のうち131件をオンライン化しており、残り43件についても平成16年度末までにオンライン化することとし

用語解説

語句	説明
ＩＤ	Identificationの略で識別記号のこと。ネットワークユーザーの識別に利用される。
ＩＴ	Information Technologyの略で、コンピュータやデータ通信に関する技術を総称的に表す言葉。
ＯＳ	コンピュータシステム全体を管理するソフトウェア。
SSL	インターネット上で情報を暗号化して送受信するプロトコル。インターネット上でプライバシーや金銭に関する情報を安全にやり取りするために考案された。
TCP/IP	インターネットやイントラネットで標準的に使われるプロトコル。
アプリケーション	文書の作成、数値計算など、ある特定の目的のために設計されたソフトウェア。
インストール	アプリケーションをコンピュータに導入する作業のこと。セットアップ(setup)とも呼ばれる。
インターネット	TCP/IPと呼ばれる通信プロトコルを用いて全世界のネットワークを相互接続した巨大なコンピュータネットワーク。
ウェブページ	インターネット上で公開されている文書のこと。ホームページと呼ばれることもある。
運用監視システム	システムの運用状況を監視し、障害の発生を検知して管理者に通報するシステム。
オンライン	ネットワークに接続されている状態。
自己署名証明書	認証局自身の公開鍵の正当性を保証するため、認証局が自己の公開鍵に対し、対応する秘密鍵で署名した電子証明書のこと。
侵入検知システム	通信回線を監視し、ネットワークへの侵入を検知して管理者に通報するシステム。
ダウンロード	インターネット上の自分以外のコンピュータからデータを取り出す操作のこと。
通信プロトコル	ネットワークを介してコンピュータ同士が通信を行う上で、相互に決められた約束事の集合。ネットワークプロトコル、通信手順、通信規約等と呼ばれるこ
電子証明書	電子署名の検証をする際に用いられるもので、書面手続における「印鑑証明書」に相当するもの。
電子署名	デジタル文書の正当性を保証するために付けられる署名情報のこと。マークなどを電子的に表現して署名行為を行うこと全般を指す。
認証局	ネットワーク上において、データを交換する際、データの発行元が信頼の置ける組織であることを証明するためのデジタル署名を発行することを目的とした組織のこと。
パケット	コンピュータ通信において、送信先のアドレスなどの制御情報を付加されたデータの小さなまとまりのこと。
パスワード	コンピュータシステムの認証を受ける際にＩＤとともに入力する文字列のこと。
ファイアウォール	組織内のコンピュータネットワークへ外部から侵入されるのを防ぐシステム。
ブリッジ認証局	政府認証基盤を構成する認証局であって、政府認証基盤を構成する他の認証局以外の認証局と相互認証を行うことができる認証局。
ブロードバンド	高速な通信回線によって実現されるコンピュータネットワークと、その上で提供される大容量のデータを活用したサービス。
メール・マガジン	電子メールを利用して発行される雑誌。
ルータ	ネットワーク上を流れるデータを他のネットワークに中継する機器。